

令和2年7月20日

参加人数(収容率)について

- 必ずしも「屋内」「屋外」のみで区分されるものではなく、「屋外」であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、「屋内」の要件と同様、収容定員の半分程度以内の参加人数としてください。
- また、「屋内」であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、「屋外」の要件と同様、人と人の距離を十分に確保してください。